

# ●基本方針

第7条

知事は、食品等の安全・安心の確保に関する基本的方向・総合的施策などを定めた基本方針を策定します。

- 基本方針を定め、又は変更するときは、あらかじめ、県民からの意見を求める。
- いただいた県民の意見・情報を考慮して基本方針を定め、又は変更します。
- 基本方針を定め、又は変更したときは、公表します。



## 用語解説 「リスク分析」とは

食品の安全性に関する「リスク分析」とは、食品中に含まれるハザードを摂取することによって人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、またはそのリスクを最小限にするための枠組みをいいます。

リスク分析はリスク評価、リスク管理およびリスクコミュニケーションの三つの要素からなっており、これらが相互に作用し合うことによって、リスク分析はよりよい成果が得られます。

### リスク分析(わが国における食品安全行政の場合)

#### リスク評価(科学的評価)

食品安全委員会

食品中に含まれるハザードを摂取することによって、どのくらいの確率でどの程度の健康への悪影響が起きるかを科学的に評価する

例：農薬の安全性評価  
一日摂取許容量(○mg/kg体重/日)  
の設定など

#### リスク管理(政策決定・実施)

厚生労働省・農林水産省など

リスク評価結果を踏まえて、措置の実施可能性や費用対便益などを考慮しながら、食品によるリスクを低減するための行政措置を行う

例：農薬の残留基準の設定  
野菜の残留基準(○mg/kg以下)  
など

#### リスクコミュニケーション(リスクに関する情報および意見の相互交換)

リスク分析の全過程において、関係者間で情報および意見を相互に交換すること

例：意見交換会の開催、意見募集の実施

[「食品の安全性に関する用語集(改訂版追補)」平成18年3月・食品安全委員会]より